

序章
はじめに

第1章
全体構想

第2章
地域別構想

第3章
推進体制

資料編

1. 都市計画マスタープラン見直しの経過

実施時期	内 容
2017年 11月 27日	第1回 加東市都市計画マスタープラン庁内検討委員会
2017年 11月 27日	第1回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2018年 3月 20日	第2回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2018年 5月 9日	加東市都市計画審議会（都市計画マスタープランの報告）
2018年 6月 25日	第3回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2018年 8月 10日	第2回 加東市都市計画マスタープラン庁内検討委員会
2018年 8月 25日	第1回 まちづくりワークショップ
2018年 10月 13日	第2回 まちづくりワークショップ
2018年 11月 16日	第3回 加東市都市計画マスタープラン庁内検討委員会
2018年 11月 28日	第4回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2018年 12月 17日	第5回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2018年 12月 20日～2019年 1月 18日	加東市都市計画マスタープラン（案）に対する意見募集
2019年 1月 9日、10日、11日	加東市都市計画マスタープラン（案）住民説明会 （社地域、滝野地域、東条地域）
2019年 1月 30日	第6回 加東市都市計画マスタープラン策定委員会
2019年 2月 4日	加東市都市計画審議会（都市計画マスタープランの報告）
2019年 3月	加東市議会（都市計画マスタープランの提案）

2. 加東市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

氏 名	役 職	区 分	備 考
中山 久憲	学校法人神戸学院 神戸学院大学 教授	識見を有する者	委員長
高木 厚子	国立大学法人 兵庫教育大学大学院 教授	識見を有する者	副委員長
宮崎 良平	加東市商工会副会長	識見を有する者	
山本 正仁	みのり農業協同組合 金融共済担当常務理事	識見を有する者	
藤原 博幸	藤田区長	住民代表	
神戸 仁	穂積区長	住民代表	
廣畑 貞一	南山区長 東条東地区代表区長	住民代表	
萬谷 信弘	兵庫県北播磨県民局 加東農林振興事務所長	関係行政機関の職員	
白井 伸幸	兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり参事	関係行政機関の職員	

(異動などにより途中で退任された委員)

氏 名	役 職	区 分	備 考
藤森 健	北野区長	住民代表	
新谷 裕亮	少分谷区長 東条東地区代表区長	住民代表	
石田 均	兵庫県北播磨県民局 加東農林振興事務所長	関係行政機関の職員	

3. まちづくりワークショップ（加東市都市計画マスタープランの見直し）

加東市都市計画マスタープランの見直しに当たり、市民の目から見た地域の特性や課題、地域づくりの方向性などを明らかにするため、「まちづくりワークショップ」を開催しました。

まちづくりワークショップにおける意見は、全体構想の分野別の方針や地域別構想に反映しました。

以下にワークショップの開催概要を示します。

まちづくりワークショップの開催概要

	第1回まちづくりワークショップ	第2回まちづくりワークショップ
日時	平成30年8月25日（土） 13：30～16：00	平成30年10月13日（土） 13：30～16：00
場所	社福祉センター 2階レクリエーション室	社福祉センター 2階レクリエーション室
テーマ	「地域の良いところ・改善すべきところ」 「地域をより良くするために／課題を解決するために」	「地域をより良くするために必要なこと／課題を解決するために必要なこと」を示す「提案マップ」の作成と、「地域のキャッチフレーズ」
参加人数	25名	18名
班編成	5班 （社地域：A・B班、滝野地域：C・D班、東条地域：E班）	5班 （社地域：A・B班、滝野地域：C・D班、東条地域：E班）



まちづくりワークショップの様子

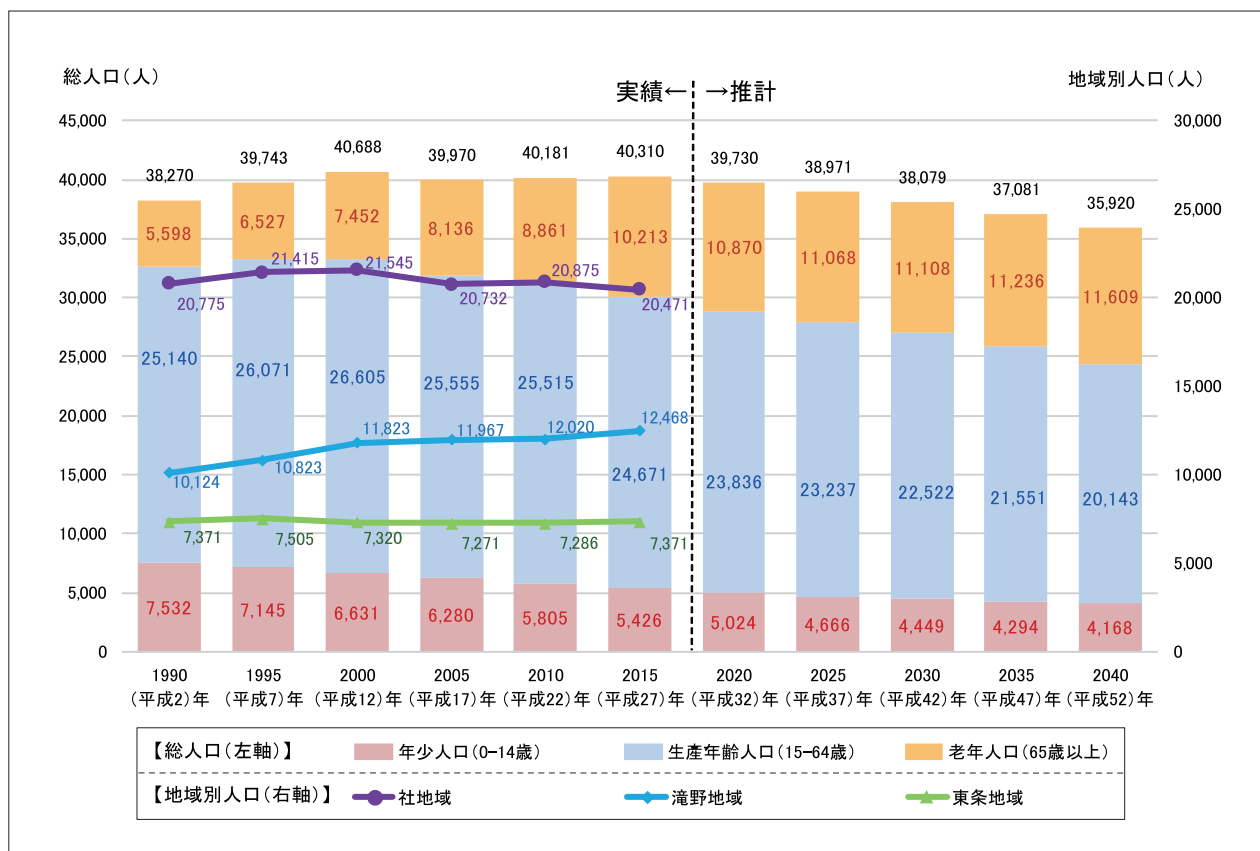
4. 人口・土地利用等の状況

1 総人口及び地域別人口の推移

本市の総人口は、2000（平成12）年に40,688人でピークを迎えるまで緩やかに増加し、これ以降、横ばいで推移しています。全国の多くの都市で人口減少が進んでいる中、本市は2015（平成27）年に40,310人と4万人台を維持しており、現段階では減少傾向は見られません。なお、本市に居住している外国人住民が近年増加しており、人口が維持されている要因の一つになっています。

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の準拠推計によると、2020（平成32）年以降、緩やかに減少し、2040（平成52）年には35,920人に減少すると予測されます。今後、年少人口、生産年齢人口は減少傾向が続きますが、老年人口は増加傾向が続くと予測されており、さらに高齢化が進むと予測されます。

地域別の人口推移をみると、社地域は維持・微減の傾向、滝野地域は一貫して増加傾向、東条地域は維持傾向で推移しています。



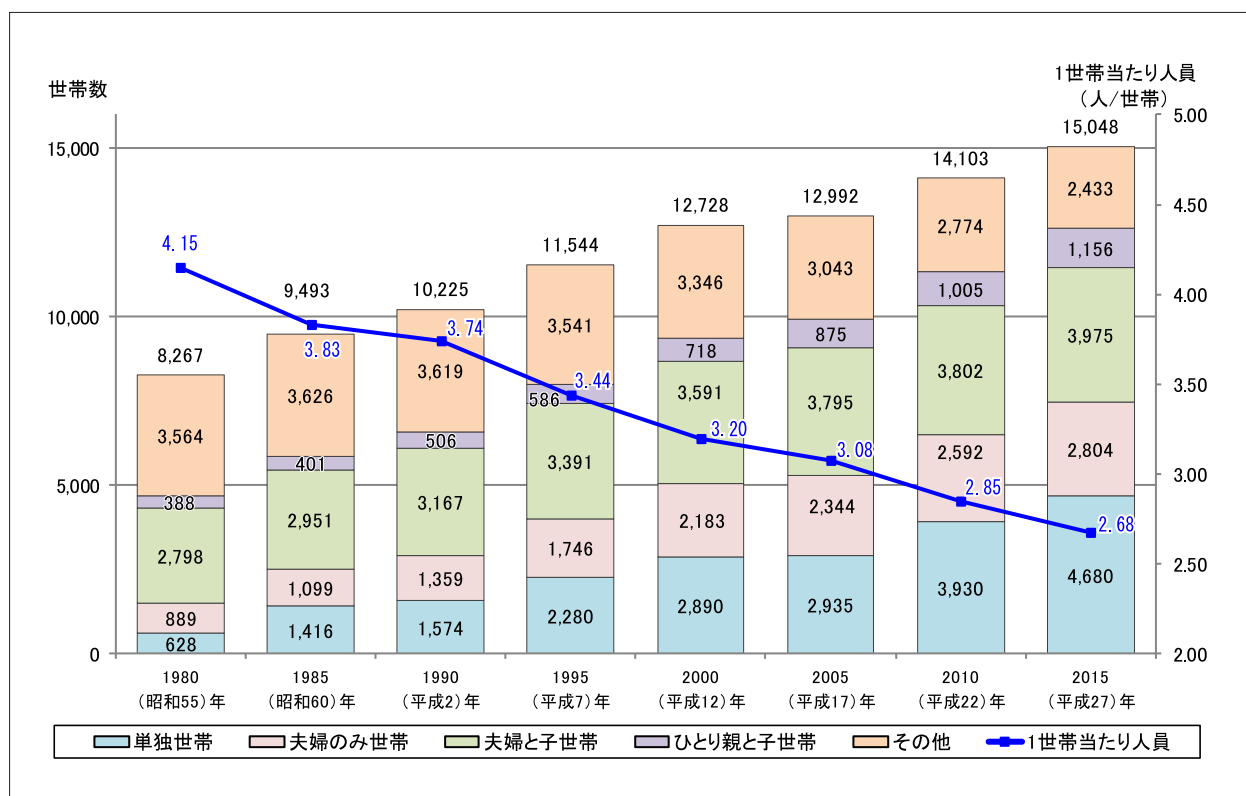
総人口（年齢3区分人口）及び地域別人口の推移

資料：総務省「国勢調査」、加東市「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計手法準拠による推計」

2 世帯数の推移

総世帯数は一貫して増加し続けており、平成 27（2015）年時点では 15,048 世帯と、昭和 55（1980）年の 2 倍程度まで増えています。

世帯の種類別に見ると、単独世帯、核家族（夫婦のみ・夫婦と子・ひとり親と子世帯）は増加し、その他（3 世代以上の世帯）は減少しています。



世帯の推移

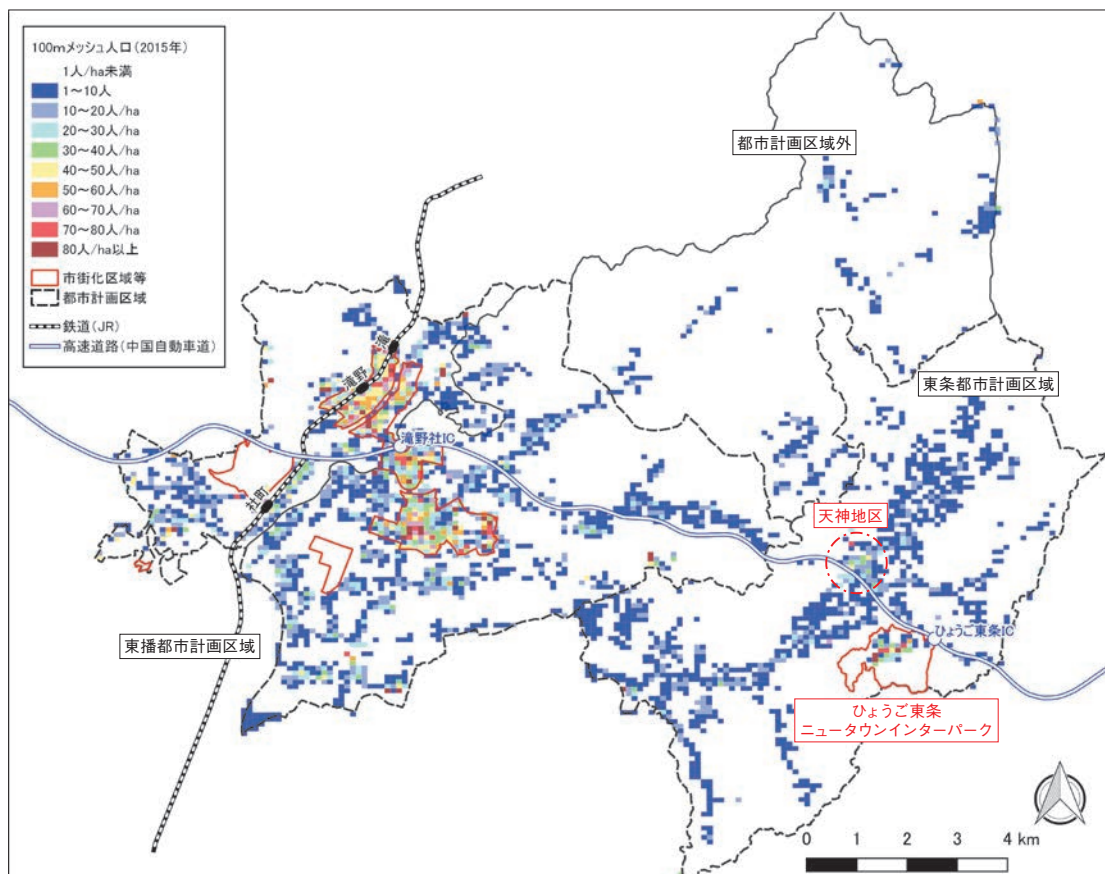
資料：総務省「国勢調査」

3 100 mメッシュ人口

01 2015（平成 27）年

2015（平成 27）年現在の 100m メッシュ人口を見ると、1ha 当たり 40 人以上（適正な市街地の人口密度の目安）のメッシュは、社地域では、加東市役所周辺や滝野社インター南側の市街地に分布しています。滝野地域では、JR 滝野駅周辺の市街地に連たんして分布し、東条地域では天神地区及びひょうご東条インター南側の市街地（ひょうご東条ニュータウンインターパーク）に分布しています。

概ね、市街化区域及び用途地域（以下「市街化区域等」という。）内で人口 40 人以上のメッシュが分布していますが、天神地区など市街化区域等に含まれていない箇所においても、人口が集積している箇所が見られます。



100 mメッシュ人口（2015（平成 27）年）

※ 100m メッシュ人口は、H27 国勢調査による加東市の 500 mメッシュ人口（国勢調査）及び国政局推計の 500 mメッシュ将来（H32～H62）推計人口（国土数値情報）から以下の方法により算出。

ステップ1：兵庫県都市計画基礎調査の土地利用情報（H26）、国土数値情報の土地利用細分メッシュ情報（H26）、国土基盤情報の建築物の情報（H28）を用いて、住宅系用地に立地する「普通建物」及び「堅牢建物」データから、「住宅用建物」を抽出。

※加東市統計 GIS システムの空家情報から「空家ポイント」と重なる建物は除外

ステップ2：100 mメッシュごとに「住宅用建物面積」を算出し、当該メッシュが位置する 500 mメッシュ内における「住宅用建物面積割合」を算出。

ステップ3：H27 年 500 mメッシュ人口及び 500 mメッシュ将来推計人口を、住宅用建物面積割合に応じて 100 mメッシュに分配。

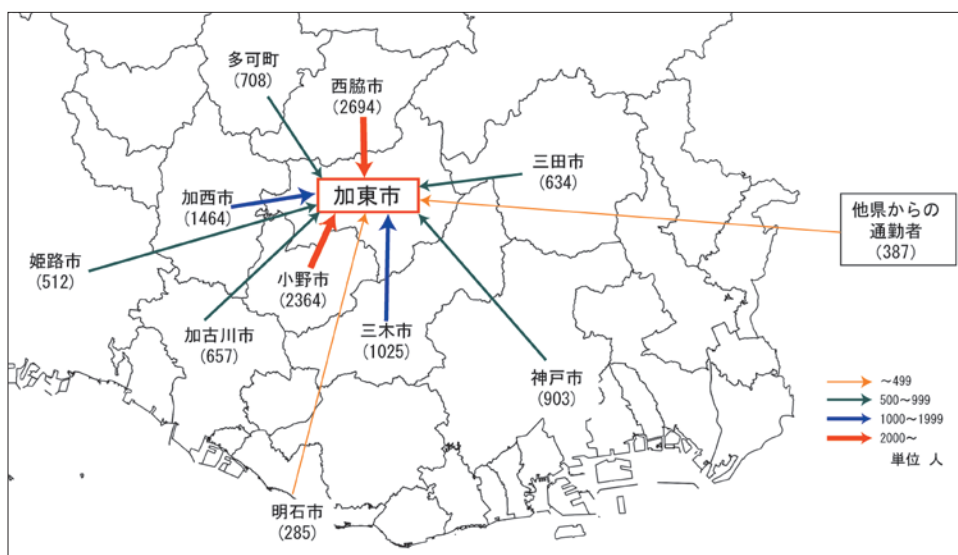
ステップ4：市域全体の H27 国勢調査人口及び社人研推計人口（H32～H57）をコントロールトータルに 100 mメッシュ人口を補正し、100 mメッシュ人口（H27 現況及び将来推計）を算出。

4 近隣市町との人口流動（通勤）

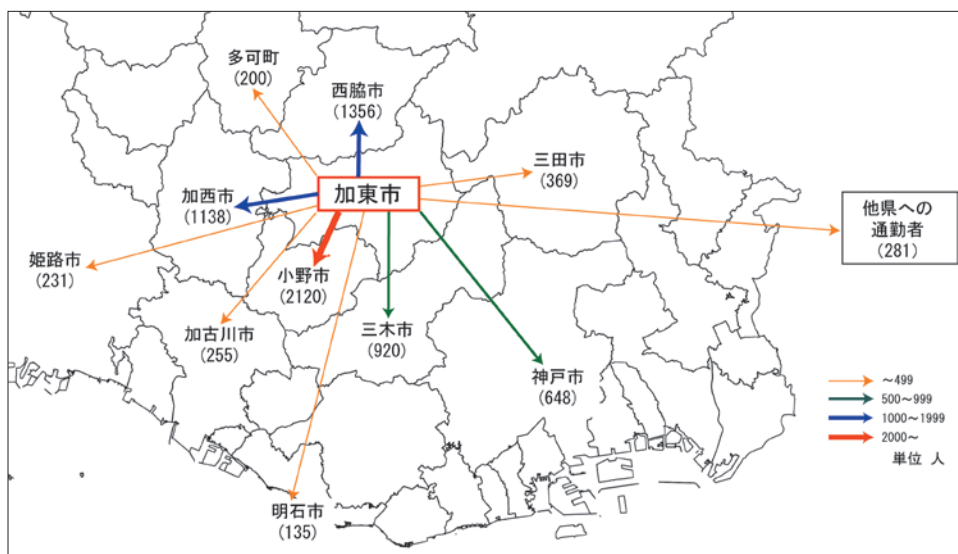
本市に常住している就業者は 19,750 人（2015（平成 27）年国勢調査による）であり、そのうち市内への通勤者は 11,175 人となっており、市外（他県を含む）が 8,289 人、その他（従業地不詳）が 286 人で、4 割超が市外へ通勤しています。

一方、市外（他県を含む）からの通勤者は 12,628 人と、市内常住の市内通勤者を上回っています。また、通勤流入・流出の人数が多い上位 10 市町について、全ての他市町から本市への流入量が、本市から他市町への流出量を上回っている状況です。

本市には工業団地が 4 箇所あるなど、「働く場」が充実しており、通勤先として選ばれていると考えられます。



通勤流動（流入）



通勤流動（流出）

資料：総務省「国勢調査」 2015（平成 27）年 ※流入・流出ともに人数が多い上位 10 市町について図示。

5 開発許可の推移

開発許可の件数は、2011（平成 23）年度～2014（平成 26）年度には、市内全域で 1～3 件程度でしたが、2015（平成 27）年以降はわずかに増加し、毎年 5～6 件のペースとなっています。

件数ベースでみると、市街化区域での開発許可が多い傾向ですが、面積ベースでみると、2017（平成 29）年度には市全域での開発許可が 13.0ha であることにに対し、市街化区域での開発許可が 1.3ha となっており、市街化区域以外の割合が高いことが分かります。

開発許可の推移

		2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度
件数（件）	市全域	3	3	2	1	6	5	5
	市街化区域	3	-	2	1	4	5	3
面積（ha）	市全域	1.2	1.5	0.4	0.9	7.1	2.2	13.0
	市街化区域	1.2	-	0.4	0.9	1.3	2.2	1.3

資料：加東市資料

6 農地転用の推移

農地転用の件数は、年度によってばらつきは見られますが、概ね 100 件前後で推移しています。

農地転用の推移

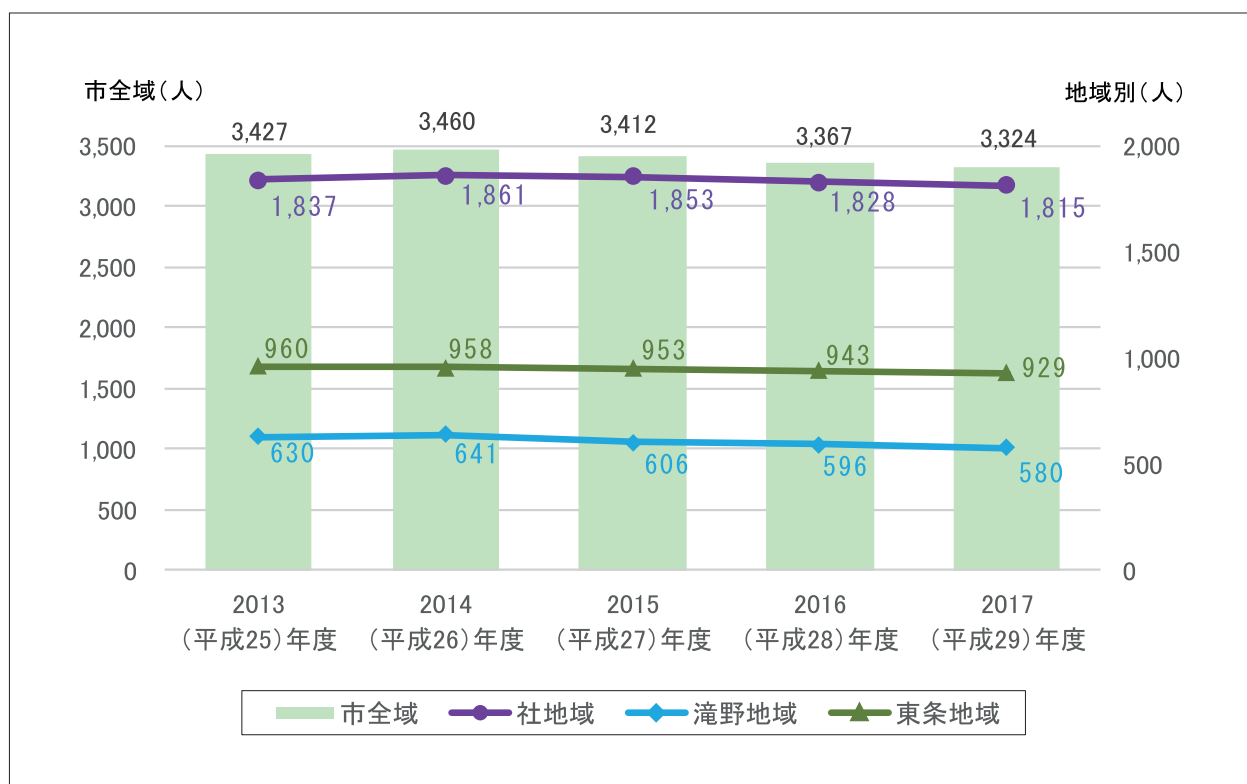
		2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度
件数（件）	市全域	129	93	145	76	161	103
	市街化区域	60	45	77	30	57	53
面積（ha）	市全域	4.4	3.2	4.4	2.5	8.1	4.3
	市街化区域	2.0	1.3	2.1	1.1	2.9	2.2

資料：加東市資料

7 農業者数の推移

農業者数は、2013（平成25）年度の3,427人から、2014（平成26）年度には3,460人に僅かに増加し、その後、緩やかに減少傾向となっています。

地域別にみると、いずれの地域も同様であり、減少傾向に入っています。



農業者数の推移

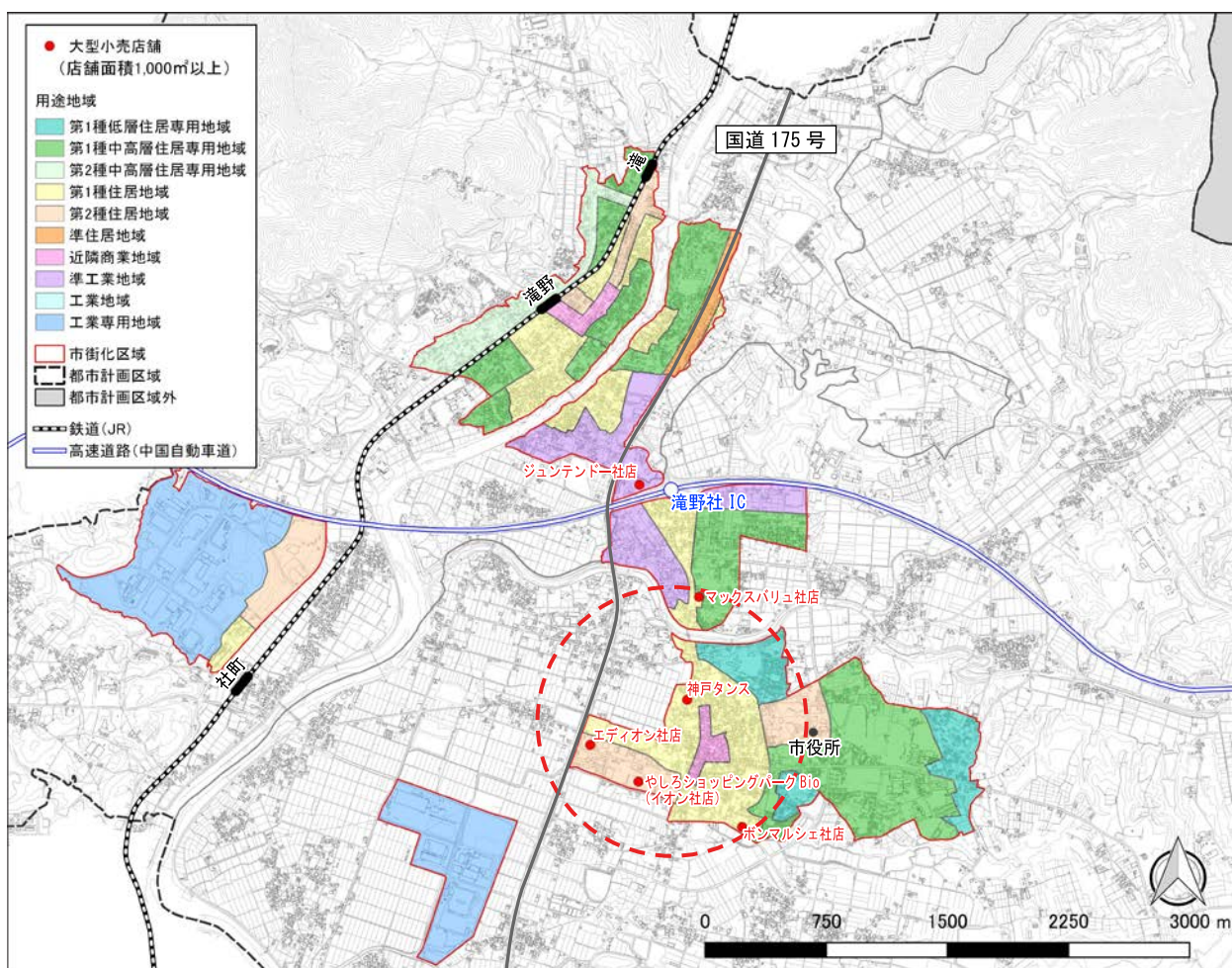
資料：加東市資料

8 大型小売店の出店状況

店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗の分布を見ると、全て市街化区域内に立地しており、やしろショッピングパーク Bio の周辺に比較的集積しています（図中の赤○のエリア）。

一方、東条地域には大規模小売店舗はありませんが、中規模程度のスーパーマーケットやホームセンターが立地しています。

	名称	業態	開設日	店舗面積
1	やしろショッピングパーク Bio (イオン社店)	ショッピングセンター	1996 (平成 8) 年 5 月	22,270㎡
2	ボンマルシェ社店	食品スーパー	1977 (昭和 52) 年 11 月	2,598㎡
3	神戸タンス	専門店	1985 (昭和 60) 年 8 月	2,354㎡
4	エディオン社店	専門店	2013 (平成 25) 年 5 月	2,064㎡
5	ジュンテンドー社店	ホームセンター	2011 (平成 23) 年 7 月	2,045㎡
6	マックスバリュ社店	食品スーパー	1979 (昭和 54) 年 3 月	2,017㎡



大規模小売店舗の立地状況

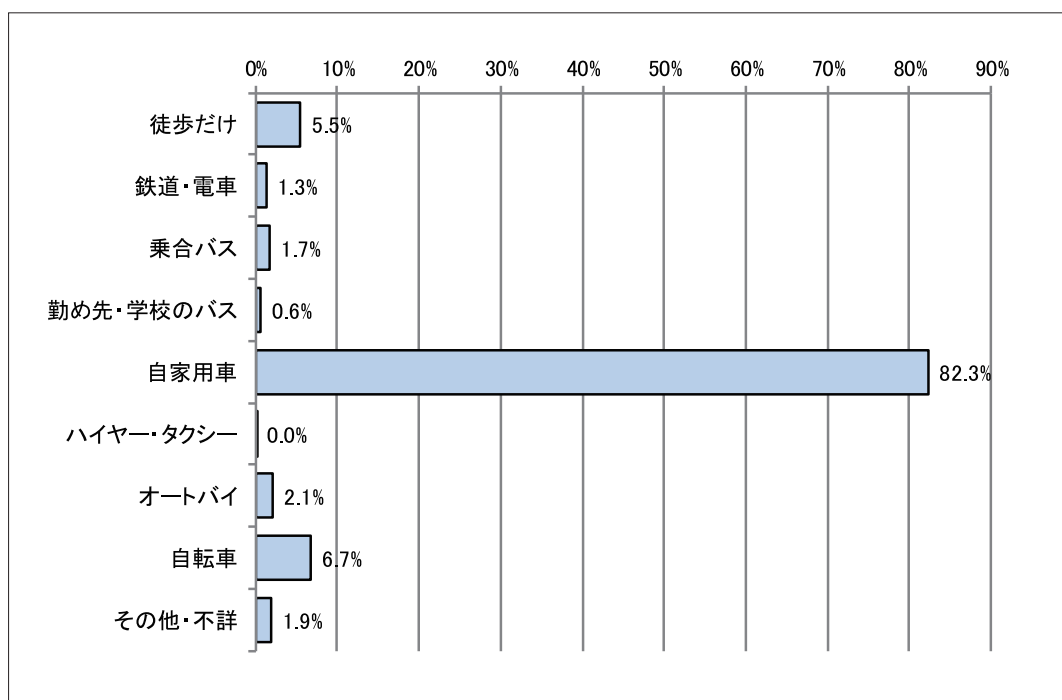
資料：東洋経済「全国大型小売店舗総覧」2017（平成 29）年

9 交通機関分担率

通勤・通学における交通手段の機関分担率※を見ると、「自家用車」が82.3%と突出しており、次いで「自転車」が6.7%、「徒歩だけ」が5.5%となっています。公共交通を見ると、「乗合バス」は1.7%、「鉄道・電車」は1.3%の合計3.0%と僅かであり、自家用車に依存した交通環境となっていることがうかがえます。

通勤・通学における交通手段別

区分	利用者 (人)	分担率
徒歩だけ	1,299	5.5%
鉄道・電車	308	1.3%
乗合バス	402	1.7%
勤め先・学校のバス	150	0.6%
自家用車	19,470	82.3%
ハイヤー・タクシー	4	0.0%
オートバイ	495	2.1%
自転車	1,595	6.7%
その他・不詳	455	1.9%
総数（通学者・通勤者）	23,651	100.0%



利用者数と機関分担率

資料：総務省「国勢調査」2010（平成22）年

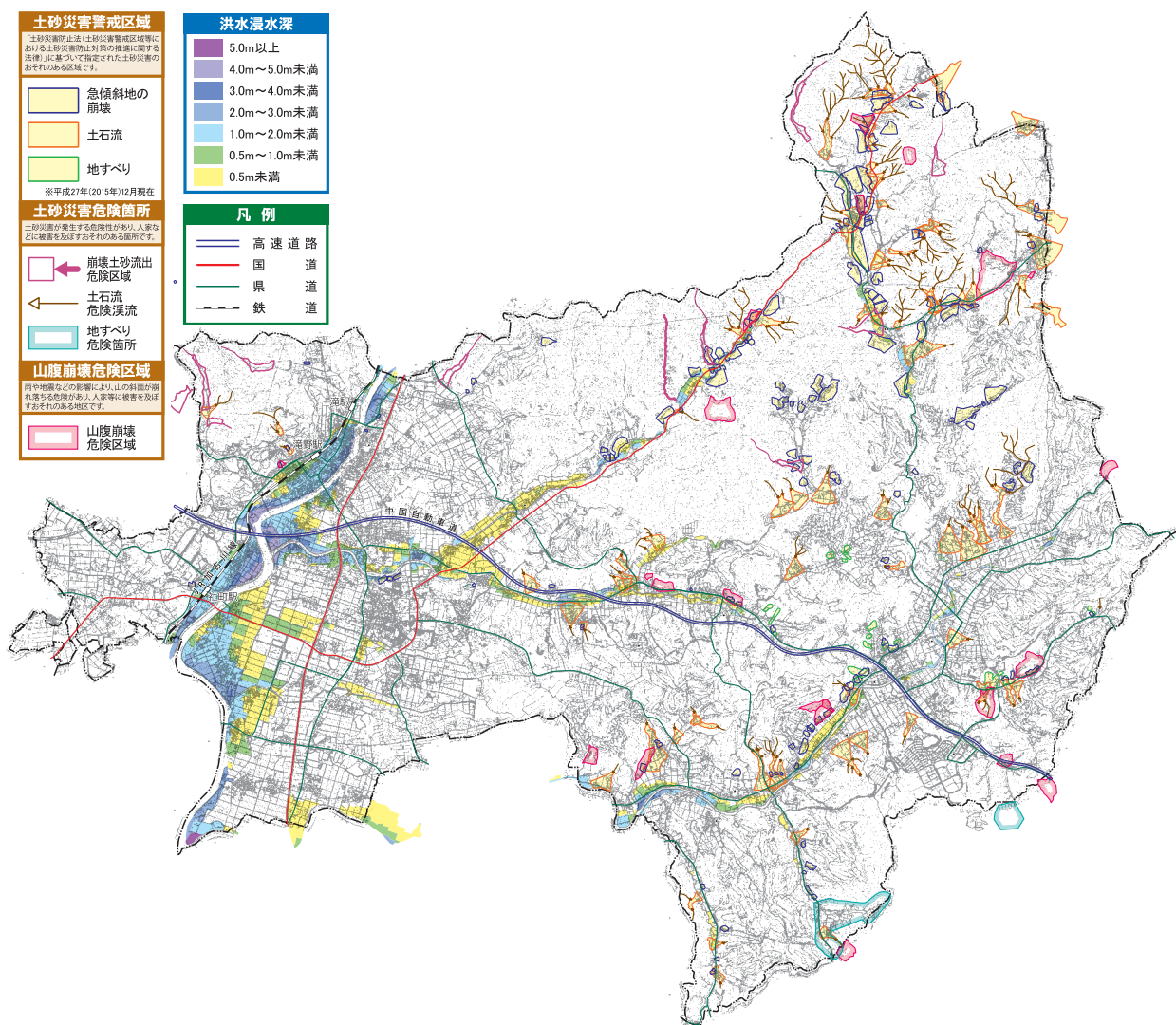
※従業地・通学地による15歳以上自宅外就業者・通学者（15歳以上で市内に通勤・通学している者）。
なお、複数回答のため、利用交通手段の区分を足し上げたものと総数は一致しない。

10 災害の状況

中山間地域では、土砂災害警戒区域が多く分布しており、土砂災害による被害が懸念されます。2015（平成 27）年度からは、県により土砂災害特別警戒区域が指定されています。

加古川沿川の一帯においては、大雨・洪水などにおける浸水が想定されています。洪水時には最大 5.0 m 以上、駅周辺においても 1.0 m 以上の浸水が想定されています。

また、国（2016（平成 28）年度）と県（2018（平成 30）年度）によって、加古川とその支流における浸水想定区域（想定最大規模）の指定が行われ、想定最大規模については、滝野地域の一部で 10m 以上 20m 未満の浸水も想定されています。



災害危険箇所などの状況

資料：加東市資料

5. 都市計画の状況

1 都市計画区域、区域区分、地域地区の決定状況

(1) 都市計画区域

都市計画区域名称	行政区域		都市計画区域		DID 区域内 人口 (千人)	区域区分 年月日	
	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)		当初決定	最終決定
東播都市計画区域	15,755	40.31 (H27 国調)	6.396	31.3	5.5	S46.3.16	H30.3.27
東条都市計画区域			5.032	7.5	—	—	—

資料：総務省「国勢調査」2015（平成 27）年、加東市（2018（平成 30）年 3 月 31 日現在）

(2) 市街化区域・市街化調整区域

都市計画区域名称	市街化区域		市街化調整区域		区域区分 年月日		変更概要
	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	当初決定	最終決定	
東播都市計画区域	589	17.7	5,807	13.6	S46.3.16	H30.3.27	—

資料：加東市（2018（平成 30）年 3 月 31 日現在）

(3) 用途地域

都市計画区域名称	第 1 種 低層 住居専用 地域	第 2 種 低層 住居専用 地域	第 1 種 中高層 住居専用 地域	第 2 種 中高層 住居専用 地域	第 1 種 住居専用 地域	第 2 種 住居専用 地域		
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)		
東播都市計画区域	34.0	—	156.0	29.0	118.0	51.0		
東条都市計画区域	35.0	—	2.9	—	0.5	33.0		
都市計画区域名称	準住居 地域	近 隣 商業地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工 業 専用地域	計	最終決定 年月日
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)		
東播都市計画区域	7.6	8.9	—	53.0	3.3	128.0	588.8	H30.3.27
東条都市計画区域	—	—	—	30.0	57.0	—	158.4	—

資料：加東市（2018（平成 30）年 3 月 31 日現在）

2 都市計画施設の決定状況

(1) 都市計画区域

①東播都市計画区域

番号	名称	計画 車線の数	計画 幅員 (m)	計画決定 延長 (m)	改良 延長 (m)	整備率 (%)	都市計画決定状況	
							当初決定	最終決定
3.2.11	明石氷上線	4	30	8,100	8,100	100.0%	S50.2.25	H13.10.23
3.4.30	社外環状線	2	16	4,520	4,520	100.0%	S50.2.25	H13.10.23
3.5.31	明石舞鶴線	2	12	5,520	850	15.4%	S30.3.30	H13.10.23
3.6.32	社環状線	2	11	1,700	1,700	100.0%	S30.3.30	H13.10.23
3.5.33	姫路篠山線	2	12	430	0	0.0%	S50.2.25	H13.10.23
3.4.380	三田滝野線	2	16	1,220	1,220	100.0%	S50.2.25	H13.10.23
3.5.381	東条社線	2	14	4,330	1,870	43.2%	S56.8.25	H13.10.23
3.5.400	野上滝野線	2	13	1,300	1,300	100.0%	H6.5.27	H13.10.23
3.3.401	下滝野八之坪線	2	23	530	380	71.7%	S50.2.25	H13.10.23
3.4.402	市場西脇線	2	16	6,100	5,290	86.7%	S36.3.2	H27.1.6
3.4.403	滝野駅前線	2	16	180	180	100.0%	S59.3.16	H13.10.23
3.5.404	滝野公園線	2	14	470	470	100.0%	S52.3.22	H13.10.23
3.5.405	闘竜灘線	2	12	920	920	100.0%	S36.3.2	H13.10.23
3.5.850	滝野梶原線	2	12	1,060	1,060	100.0%	S50.3.25	H13.10.23
3.5.851	梶原幹線	2	12	730	730	100.0%	S50.3.25	H13.10.23
3.5.852	家原窪田線	2	12	1,480	1,480	100.0%	S50.3.25	H13.10.23
3.5.853	北野大門線	2	12	1,550	1,550	100.0%	S50.3.25	H13.10.23
3.6.855	本町嬉野線	2	8	410	0	0.0%	S30.3.30	H13.10.23
3.5.880	工業団地1号線	2	13	1,310	1,310	100.0%	H6.5.27	H13.10.23
3.5.881	滝野梶原線	2	12	830	200	24.1%	S50.4.1	H24.5.11
3.5.882	北野大門線	2	16	960	960	100.0%	S36.3.2	H13.10.23
8.7.900	滝野駅横断歩道橋線	-	6	90	90	100.0%	H4.12.7	H13.10.23

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

②東条都市計画区域

番号	名称	計画 車線の数	計画 幅員 (m)	計画決定 延長 (m)	改良 延長 (m)	整備率 (%)	都市計画決定状況	
							当初決定	最終決定
1.6.1	東条インターチェンジ線	2	8	460	460	100.0%	H2.3.13	H12.10.10
3.4.100	南山幹線	2	16	3,100	3,100	100.0%	S63.10.21	H12.10.10
3.4.101	中央幹線	2	16	1,640	460	28.0%	S63.10.21	H12.10.10
3.6.102	西脇三田線	2	11	2,470	2,020	81.8%	S63.10.21	H12.10.10
3.5.500	南山1号線	2	12	2,040	2,040	100.0%	H2.3.13	H12.10.10

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

(2) 都市計画公園

①東播都市計画区域

番号	名称	所在地	面積			都市計画決定状況	
			計画 (ha)	供用 (ha)	整備率 (%)	当初決定	最終決定
街区公園							
2.2.9501	やしろ児童公園	社字山氏浦及び字東出口	0.10	0.10	100.0%	S51.1.13	S59.3.9
2.2.9001	なかよし公園	北野字黒深	0.14	0.14	100.0%	S52.3.8	－
2.2.9002	わんぱく公園	新町字辻北	0.17	0.17	100.0%	S52.3.8	－
2.2.9003	行里公園	下滝野字下ノ山・行里	0.30	0.30	100.0%	S56.8.11	－
2.2.9004	地藏公園	下滝野字八之坪	0.25	0.25	100.0%	S56.8.11	－
2.2.9005	駅前公園	下滝野字古屋敷	0.25	0.25	100.0%	S56.8.11	－
2.2.9006	八之坪公園	下滝野二丁目	0.15	0.15	100.0%	S56.8.11	－
2.2.9007	朝日ヶ丘公園	河高字木山谷口	0.10	0.10	100.0%	H6.5.27	－
近隣公園							
3.3.951	社中央公園	社字東條道、字一本松、字横尾、 字白池及び字澤の各一部地内	3.0	3.0	100.0%	S58.1.25	－
総合公園							
5.5.951	起勢の里	東古瀬字坊ノ下・大坪・ 池ア新田・坊ノ上・長箴・ 沢部字弥谷尻・東実字堂ノ谷	12.7	8.8	69.3%	H5.11.19	－
5.5.951	滝野町総合公園	河高字平木 他	12.4	7.2	58.1%	H6.5.27	－
広域公園							
9.7.1	播磨中央公園	河高・上滝野・下滝野・光明寺	381.6	181.7	47.6%	S49.3.1	H14.4.16
緑地							
－	河高緑地	河高字タタラ及び字黒石	1.8	1.8	100.0%	H6.5.27	－

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

②東条都市計画区域

番号	名称	所在地	面積			都市計画決定状況	
			計画 (ha)	供用 (ha)	整備率 (%)	当初決定	最終決定
街区公園							
2.2.1	南山 1 号児童公園	森字東谷並びに森字本谷	0.25	0.25	100.0%	H2.3.13	－
2.2.2	南山 2 号児童公園	森字二ノ谷	0.25	0.25	100.0%	H2.3.13	－
2.2.3	南山 3 号児童公園	森字二ノ谷	0.25	0.25	100.0%	H2.3.13	－
2.2.4	南山 4 号児童公園	岡本字魚ヶ尾並びに岡本字片山	0.25	0.25	100.0%	H2.3.13	－
近隣公園							
3.3.1	南山 1 号公園 (ゆめのくにこうえん)	森字本谷	1.8	1.8	100.0%	H2.3.13	H12.6.16
3.3.2	南山 2 号公園 (星の里公園)	森字二ノ谷並びに岡本字新皿池	2.0	2.0	100.0%	H2.3.13	－

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

(3) 公共下水道

上段：供用
下段：計画

都市計画区域名称	処理方式	排水区域 (ha)	整備率 (%)	処理区域 (ha)	下水管渠 (m)
東播都市計画区域	分流式	1,437	53.0%	1,437	10,790
		2,709		2,709	11,410
東条都市計画区域	分流式	320	81.0%	320	2,070
		395		395	2,070

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

3 地区計画の決定状況

①東播都市計画区域

地区名	計画決定・ 変更年月日	面積（ha）		地区計画のねらい	決定の概要
		地区計画	地区整備計画		建築物等に関する事項
河高西地区	H6.6.10/ H7.11.7	5.2	5.2	良好な住環境の形成、 事業効果の維持増進	用途、容積率、敷地面積、 壁面位置、最高高さ、形態意匠、 垣柵
宮ノ下地区	H6.12.5	9.9	9.9	周辺環境との調和に配慮した良 好な市街地の形成	用途、壁面位置、 形態意匠、垣柵
高岡地区	H30.3.27	3.3	3.3	既存事業所集積地の良好な立地 条件を活かした工業的土地利用 促進	用途、壁面位置、 形態意匠

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

②東条都市計画区域

地区名	計画決定・ 変更年月日	面積（ha）		地区計画のねらい	決定の概要
		地区計画	地区整備計画		建築物等に関する事項
南山地区	S63.10.21/ H20.5.26	158.5	119.4	周辺地域と調和した当地区にふ さわしい市街地の形成、保全	用途、敷地面積、壁面位置
天神東崎鹿谷 地区	H26.3.24	8.9	8.9	周辺環境と調和のとれた良好な 住環境の形成	用途、敷地面積、壁面位置、 形態意匠、垣柵

資料：加東市（2018（平成30）年3月31日現在）

6. 用語解説

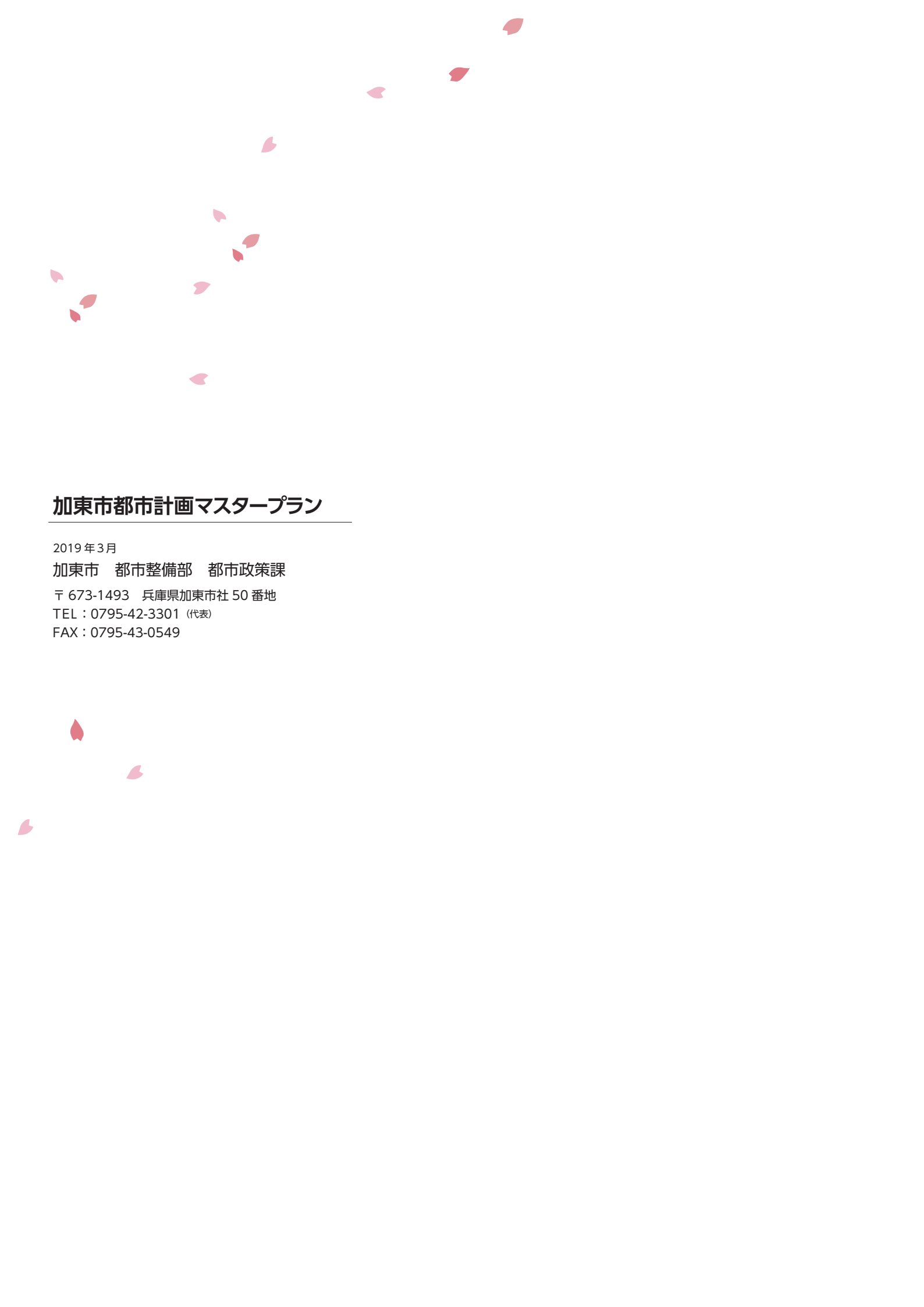
あ 行		
* 1	空家等対策計画 P17	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき市町村が定める計画で、市町村内の空家等の状況や課題を明らかにするとともに、空家等対策に関する基本的な方針や対策を示すものです。
* 2	空家等対策の推進に関する特別措置法 P17	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観などに深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護し、その生活環境の保全を図るとともに、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定められた法律です。
* 3	アドプトプログラム (アドプト制度) P42,70	地域や団体事業者などが自主的に道路・河川・公園など公共の場所で、定期的な清掃・美化活動を行い、行政がそれを支援するボランティア制度です。
* 4	雨水排水施設 P24	雨水を河川に放流する管渠やポンプ場などのことです。
* 5	SNS P70	「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスです。
* 6	NPO P30,69	「NonProfit Organization」の略で、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した民間の非営利団体です。
か 行		
* 7	街区公園 P14	主として街区内に居住する者が容易に利用できることを目的とした都市公園のことで、その敷地面積は 0.25ha を標準として配置する公園です。
* 8	かとう安全安心ネット P8	災害警戒情報や避難情報、防犯情報、気象情報などの緊急情報をスマートフォンや携帯電話のメールで通知するサービスです。
* 9	既存ストック P23,34,43,52,58	これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物などの施設です。
* 10	近隣公園 P14	主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とした都市公園のことで、その敷地面積は 2ha を標準として配置する公園です。
* 11	区域区分（線引き） P11,36,58	無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、都市計画法に基づき、都市計画区域を、市街化をすすめる区域（市街化区域）と抑制する区域（市街化調整区域）に区分する制度のことです。
* 12	景観形成基準 P54	兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区において、地区の景観形成を図るため、建築物の位置・規模・意匠・色彩などを、基準として定めるものです。
* 13	景観形成地区 P54	兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき、優れた景観を創造又は保全する必要がある区域を指定し、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準などを定める制度です。
* 14	景観の形成等に関する条例 (景観条例) P8,42	恵まれた自然や歴史・文化と調和した美しく魅力ある景観を守り、育み、創り、将来に伝えるため、景観に影響を及ぼす行為の届出などに関して必要な事項を定め、魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的として定められた兵庫県の条例です。
* 15	下水道事業経営戦略 P41	下水道施設などの整備・更新、維持管理について、公営企業として進むべき経営方針を明らかにするとともに、下水道を取り巻く社会的な条件を考慮した上で、経営の効率化及び健全化を図ることを目的として定めたものです。
* 16	下水道ビジョン P41	汚水処理事業の効率的な整備と管理、安定的な推進を図るために、汚水処理事業の持続とリスクの抑制に向けて取り組むべき施策を明確化し、実行することを目的として定めたものです。

* 17	建築協定 P42,63	建築基準法に基づく協定で、同法で定められた基準に上乘せする形で設けられるものです。建築における最低基準を全国一律に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な要求を満足させ、住宅地としての環境、商店街や工業団地としての利便を高度に維持・増進するなど、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するため、土地所有者などの合意により締結するものです。
* 18	県民まちなみ緑化制度 P42	兵庫県による制度であり、都市における環境の改善や防災性の向上などを図ることを目的に、県民緑税を活用し、住民団体などが実施する植樹や芝生化などの緑化活動に対して支援を行う制度です。
* 19	広域公園 P14,40,59	主として1つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする都市公園のことで、その敷地面積は概ね50ha以上を標準として配置する公園です。
* 20	公営住宅等長寿命化計画 P43	公営住宅の安全で快適な住まいを長期間にわたって確保し、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の把握を目的として定める計画です。
* 21	公共下水道 P7,14,40,41	主として市街地における下水を排除し、または処理するために市町村が管轄する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものです。
* 22	耕作放棄地 P42,54,59,64	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のないものです。
* 23	交通結節機能 P31	鉄道駅やバスターミナルなどが有する、複数の交通機関間の乗り換え・乗り継ぎに関する機能のことで、代表的な施設として、乗降施設や駐輪場、タクシープール、乗り換え案内表示、乗り換え待ちスペースなどがあります。
* 24	個別処理 P40,41	汚水処理の方式の1つであり、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、各敷地など、個々の発生源ごとに合併処理浄化槽により処理した処理水を放流する方式のことで、
* 25	ごみ処理基本計画 P41	長期的かつ総合的視野に立って、市町村におけるごみの排出抑制、再生利用および適正処理に向けた今後の基本的な方針や施策の方向性、具体的な取組を定めた計画です。
* 26	コミュニティ・プラント P41	下水道区域外にある集落又は団地などに設置された小規模な汚水処理施設のことであり、下水道に類似した施設で、複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理する施設です。
さ 行		
* 27	Jアラート P44	全国瞬時警報システムの通称で、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報について、携帯電話などに配信される緊急速報メールや市町村防災行政無線などにより、国から住民まで瞬時に伝達するシステムです。
* 28	市街化区域 P16,34,43,50,52,56	都市計画法により定められた区域の1つで、市街地として積極的に開発・整備する区域であり、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。
* 29	市街化調整区域 P7,16,18,34,35,43,51,52,57	都市計画法により定められた区域の1つで、自然環境や農地などを保全するとともに、無秩序な開発を防ぐための、市街化を抑制すべき区域です。
* 30	自主防災組織 P44	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成する防災組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。
* 31	市町村運営有償運送 (自主運行バス) P7,19,39,53,59,64	バス事業者やタクシー事業者による十分な運送サービスが提供されない場合に、国の登録を受けて市町村が自家用自動車で行う有償運送サービスです。
* 32	社会保障費 P23	医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から国民に給付される金銭・サービスに係る費用です。
* 33	集合処理 P40	汚水処理の方式の1つであり、公共下水道や農業集落排水施設など、複数戸からの汚水を管渠で集約的に処理する方式のことで、

* 34	住生活基本計画 P44	誰もが安全・安心に暮らせる住まいとまちづくりを実現するため、住宅施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本理念や施策体系を定める計画です。
* 35	人口ビジョン P28	地方公共団体における人口の現状を分析することで、人口に関する認識を市民と共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。
* 36	浸水想定区域 P44	河川の氾濫により、住宅などが水につかる浸水が想定される区域です。
* 37	森林法 P8	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項や手続規定、罰則規定などを定めた法律です。
* 38	水源のかん養機能 P35	水資源を蓄え、洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ水質を浄化する機能です。
* 39	水道事業経営戦略 P40	水道事業について、「水道ビジョン」で位置づける施策に対応する実行計画（アクションプラン）を定めるとともに、アクションプランに基づく財政収支（投資・財政計画）による経営基盤の更なる強化に向け、中長期的な経営の基本方針を示すものです。
* 40	水道ビジョン P40	水道事業経営の安定を図りつつ、従来からの運営方法を見直して新たな施策を展開していくため、水道事業の将来像とその実現方策を示すものです。
* 41	生活利便施設 P23	スーパー、コンビニエンスストア、金融機関、医療・福祉施設など、生活に必要な様々な施設です。
* 42	生産年齢人口 P10,23	年齢別人口のうち、労働力の中核をなす 15 歳以上 64 歳未満の人口です。
* 43	総合計画 P3,5,20,28	市町村のまちづくりの総合的な指針となる計画で、市町村の最上位の計画です。目指すべきまちの将来像やまちづくりの方向性などを示す基本構想、基本構想を実現するための政策（施策）などを示す基本計画、具体的な事業計画を示す実施計画で構成されます。
* 44	総合公園 P14,40	主として 1 つの市町村の区域の住民の休息、鑑賞、遊戯、運動などの総合的な利用に供することを目的とする都市公園のことで、その敷地面積はおおむね 10ha 以上を標準として配置する公園です。
た 行		
* 45	耐震改修促進計画 P44	建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づき、地方公共団体において、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を定める計画です。
* 46	耐震型貯水槽 P40,53	災害時の飲み水を貯めるための耐震性を持った貯水槽のことです。
* 47	多極ネットワーク型の都市構造 P31,37	都市機能や生活機能を集約した複数の拠点が存在し、拠点と拠点などが道路ネットワークや地域公共交通ネットワークなどで結ばれた都市構造（造語）です。
* 48	地域公共交通網形成計画 P39	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき地方公共団体が定める計画で、地域内における公共交通の利便性の向上と、効率的で効果的な交通サービスの実現を目指すため、公共交通に関する施策の方向性などを定めるものです。
* 49	地域森林計画 P8	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別にたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標などを明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものです。
* 50	地区計画 P7,8,12,34,35,42,52,63	都市計画法に定められた計画で、地域住民を主体とし、その合意形成により、地域特性に応じたきめ細やかな建築物の制限を定めることができるものです。
* 51	長寿命化 P7,23,29,40,41,43	建設・建築から一定期間を経過した施設について、健全度調査を行い、部分的な改築・更新を実施することで標準的な耐用年数以上に延命化を図ることです。ライフサイクルコストの最小化を図る目的があります。
* 52	通学路交通安全プログラム P8,45	各小中学校の通学路において、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に向けた取組や事業の方針などを示したものです。

* 53	低・未利用地 P31,34,35,43,52,58	資材置場や青空駐車場のよう利用の程度が低い「低利用地」と空地や空家のよう長期にわたり利用されていない「未利用地」の総称です。
* 54	特別指定区域制度 P7,18,35,52,58	人口減少による産業の衰退や農地と宅地の混在といった土地利用の混乱など、市街化調整区域における課題に対応するために創設された兵庫県の制度です。市や地域のまちづくり団体が土地利用計画を作成した場合に指定され、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現していくものです。
	駅、バスターミナル等 周辺区域	加東市土地利用基本計画に定める特定区域（地域の活性化を図り、周辺の環境に配慮しつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導すべき区域）のうち、駅やバスターミナル周辺の区域を対象に、乗降客や周辺住民の利便性の向上に資する施設などの建築制限を緩和する特別指定区域のメニューのひとつです。
	地域活力再生等区域	加東市土地利用基本計画に定める集落区域（既存の住宅を中心に、良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域）のうち、地域活力の低下やそのおそれがある区域を対象に、地縁者や新規居住者による住宅の建築制限を緩和する特別指定区域のメニューのひとつです。
	工場等誘導区域	加東市土地利用基本計画に定める特定区域（地域の活性化を図り、周辺の環境に配慮しつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導すべき区域）のうち、工場の撤退等により、雇用もしくは就業機会の不足やそのおそれがある区域を対象に、既存事業所の拡張や既存工場の用途変更などの建築制限を緩和する特別指定区域のメニューのひとつです。
* 55	都市機能 P7,23,27,29,31,34,43,50,51,52,54	スーパー、コンビニエンスストアといった生活利便施設をはじめ、居住、商業、工業、教育・文化、レクリエーション、行政、交通など、都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割及びそのための施設です。
* 56	都市計画区域 P5,8,11,12,14,35,42,50,51,52,54,56,61	都市計画法に基づき、都市計画（区域区分、都市施設、市街地開発事業など）を定める範囲のことで、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことです。
* 57	都市計画区域マスタープラン P3	都市計画法に基づき、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、都市計画マスタープランの指針となるものです。
* 58	都市計画決定（変更） P3	用途地域や都市施設などの都市計画に関する事項について、都市計画法に基づき、正式に決定（変更）することです。
* 59	都市計画公園 P14	都市計画区域内において、都市計画法第11条に定める都市施設（道路、公園・緑地、下水道、河川など）として都市計画決定された公園です。
* 60	都市計画事業 P71	都市計画に定められた都市施設（道路、公園・緑地、下水道、河川など）の整備に関する事業、および市街地の形成を目的とした土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業のことで、
* 61	都市計画道路 P7,12,29,37,57,62	都市計画区域内において、都市計画法第11条に定める都市施設（道路、公園・緑地、下水道、河川など）として都市計画決定された道路です。
* 62	都市公園 P7,40	都市公園法に定義される公園であり、主に県、市が設置・管理する公園です。街区公園や近隣公園、総合公園などの種類があります。
* 63	都市再生整備計画 P8	都市再生特別措置法に基づき、市町村が作成する計画であり、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標とそれを実現するために実施する各種事業などを記載したものです。
* 64	土砂災害（特別）警戒区域 P44	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことで、そのうち土砂災害特別警戒区域においては、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。
* 65	土地区画整理事業 P7,31,43,62,63	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内で、土地の区画形質を変更したり、道路や公園などの公共施設の新設や変更を行う事業です。

な 行		
* 66	年少人口 P10	年齢別人口のうち、0 歳以上 15 歳未満の人口です。
* 67	農業集落排水 P7,41	汚水処理の方式の 1 つであり、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設です。
* 68	農地の集約化 P42,54,59,64	分散した農地利用を整理し、利用権設定などにより担い手などに耕作農地を集めることです。
は 行		
* 69	パーク & バスライド P43,54	市街地中心部のバスターミナルなどに駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステムです。
* 70	ハザードマップ P44	地震や洪水、土砂災害などの自然災害が発生した場合の危険箇所や避難場所を記載した地図です。
* 71	バリアフリー化 P30,43,59	障害者や高齢者などが日常生活を送る上で利用しやすいように、物理的・精神的な障壁を除去することです。
* 72	PDCA サイクル P71	①方針・計画を立て (PLAN)、②それを実行し (DO)、③その実施状況进行评估し (CHECK)、④見直し改善する (ACTION) ことを繰り返すサイクルのことです。
* 73	非線引き P11,35,42,61	区域区分 (線引き) を定めず、市街化区域と市街化調整区域に区分しない都市計画区域のことです。
* 74	不燃化・耐震化 P8,44	主に木造住宅に対して、燃えない・燃えにくい処理や、地震でも倒壊・破損しないよう補強などを行うことです。
* 75	防災行政無線 P8,44,45	市町村が防災情報を収集し、また、住民に対して防災情報を周知するために整備しているネットワークのことで、屋外スピーカーや戸別受信装置により、避難情報などを住民に周知するものです。
* 76	ほ場整備 P7	農地の区画の整形にあわせて排水路や農道などを整備することにより、生産性の高い農地につくり変えることです。
ま 行		
* 77	緑豊かな地域環境の形成に関する条例 (緑条例) P8,35,42,52,54,63,64	適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることにより、緑豊かな地域環境を形成し、自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的として定められた兵庫県条例です。
や 行		
* 78	ユニバーサルデザイン P30,43	障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方です。
* 79	用途地域 P11,12,16,34,52,61,62	都市計画法に定められた地域地区の 1 つで、地域ごとに建てられる建築物の種類や大きさを定めるものです。住居系と商業系、工業系の 3 つの区分により、12 種類に分類されます。
ら 行		
* 80	老年人口 P10	年齢別人口のうち、65 歳以上の人口です。



加東市都市計画マスタープラン

2019年3月

加東市 都市整備部 都市政策課

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地

TEL：0795-42-3301（代表）

FAX：0795-43-0549